

ディスポーザ排水処理システム設置に係る排水設備計画確認申請書等の添付書類等要領

吹田市下水道部

第1条 吹田市下水道条例施行規則第5条第4項に規定するディスポーザ排水処理システム設置に係る排水設備計画確認申請書の添付書類は、次のとおりとする。

1 一般事項に関する書類

- (1) 適合評価書（写し）
- (2) ディスポーザ及び排水処理槽における構造図・能力・算定根拠・設計条件等
- (3) 台所から排水処理槽に至るまでの排水経路図

2 維持管理に関する書類

- (1) ディスポーザ排水処理システム維持管理業務委託契約締結確約書  
(使用者が未確定の場合は、様式1号)
- (1の2) ディスポーザ排水処理システム維持管理業務委託契約締結確約書  
(使用者が確定している場合は、様式2号)
- (2) 維持管理業務委託契約書（写し）（契約している場合）
- (3) 維持管理体制・維持管理要領
- (4) 点検項目記録表等
- (5) 維持管理委託業者変更届出書（変更になった場合）

3 その他

- (1) 使用者承継確約書（様式第3号）

第2条 使用者が確定または変更になった場合は、使用者承継届出書（様式第4号）を提出するものとする。

第3条 既存住宅に機械式ディスポーザ排水処理システムを設置した場合は、機械式ディスポーザ排水処理システム設置届出書（様式5号）を提出するものとする。